

令和3年7月より水道メーターの「検針」及び上下水道料金の「請求」が2か月に1回に変わります。

経営改善の一環として、令和3年7月より、検針を「奇数月」に行う地域と「偶数月」に行う地域に分けて、請求を2か月に1回行う「隔月検針・隔月請求」制度を導入させていただきます。ご理解、ご協力よろしくお願いいたします。なお、現行の基本料金、超過料金に変更はありません。

【検針】

「奇数月」（7月、9月、11月、1月、3月、5月）に行う「奇数月検針区」と「偶数月」（8月、10月、12月、2月、4月、6月）に行う「偶数月検針区」に分けて実施します。

※対象のかたには令和3年6月検針時に、どちらの検針区になるかの案内を配布します。

※マンション等にお住まいの方で香芝市上下水道部と直接給水契約を結んでいない方（上下水道部に直接料金を支払っていない方）やメーター口径40ミリ以上の大口径を設置している場合については原則として、変更ありません。（原則として、毎月検針・毎月請求のままです。）

【請求】

2か月ごとに検針を行い、請求は検針した月の翌月に2か月分の金額をまとめて請求します。（下表参照）

※1回あたりの請求が2か月分となります。

（奇数月検針区の令和3年8月の請求については、「令和3年7月分のみ」1か月分の請求となります。）

使用月		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
奇数月 検針区	検針	○	○	○		○		○	
	請求	4月 使用分	5月 使用分	6月 使用分	7月 使用分		9月分 (8,9月 使用分)		11月分 (10,11月 使用分)
偶数月 検針区	検針	○	○		○		○		○
	請求	4月 使用分	5月 使用分	6月 使用分		8月分 (7,8月 使用分)		10月分 (9,10月 使用分)	

※納入通知書、各種お知らせは「○月分」と表示し、検針した月を表示していきます。

【料金計算方法】

1	計量した使用水量を2か月分の水量として認定します。(①)	(例) 2か月分の使用水量が41m ³		(①)	
2	(①)を2等分して、1か月分の使用水量、料金を算出します。 前半の月分の料金を(②)、後半の月分の料金を(③)とします。 (2等分した水量に端数が生じた場合は前半の月分に加算します。)		水道料金 <small>※メーター口径20ミリの金額</small>	下水道使用料 <small>※一般家庭用の金額</small>	
		〔前半の月分〕 21m ³	3,455円	2,520円	(②)
		〔後半の月分〕 20m ³	3,250円	2,400円	(③)
3	(②), (③)の合計金額(④)に消費税を加えた金額が請求金額です。	(②) + (③)	6,705円	4,920円	(④)
		(④) × 1.1	7,375円	5,412円	

【お客様へのお願い】

○宅地内（メーターから敷地側）の水道管はお客様の管理となっております。上下水道部でも検針時に漏水等が疑われる場合にはお客様に連絡しておりますが、検針の間隔があきますので、検針時での漏水等の発見が遅れる可能性があります。予防策としてメーターを定期的に確認するなど、これまで以上にご注意願います。

○<長期でご不在にされる方へ>

ご使用場所を長期間ご不在にされる場合は、漏水の発見が特に遅れますので、上下水道部へご連絡の上、使用中止のお手続きをして頂くか、メーターボックス内の止水栓を閉めるなどの対策にご協力願います。

【お問い合わせ先】

香芝市今泉1200番地3

香芝市上下水道部 受付センター

TEL: 0745-76-2301